

—土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定について—

これら指定区域の取引にあたっては、下記事項にご留意下さいますようお願い致します。

なお、指定区域の図面及び関係書類は、秋田県建設部河川砂防課及び地域振興局建設部において縦覧出来ます。

◇土砂災害警戒区域で行われる主な内容

1. 宅地建物取引における義務づけ（宅地建物取引業法第 35 条）

宅地建物の売買にあたり、宅地建物取引業者は、当該箇所が警戒区域であることについて重要事項説明を行う必要があります。

・警戒避難態勢の整備（土砂災害防止法第 8 条）

指定区域毎に警戒避難態勢の整備が図られ、整備計画は各市町村から示されます。

◇土砂災害特別警戒区域で行われる主な内容

1. 宅地建物取引における義務づけ（宅地建物取引業法第 33 条。第 35 条・第 36 条）

警戒区域同様、当該箇所が特別警戒区域であることのほか、特定開発行為並びにその変更の制限について重要事項説明を行う必要があります。

・特定開発行為の制限（土砂災害防止法第 10 条）

住宅宅地分譲や災害弱者関連施設の建築の為の開発行為には許可が必要です。（秋田県）

・建築物の構造規制（土砂災害防止法第 24 条・第 25 条）

居室を有する建築物は、作用すると想定される衝撃に対して建築物の構造が安全であるかどうか建築確認がされます。（建築主事を置く地方公共団体）

・建築物の移転（土砂災害防止法第 26 条）

著しい損壊が生じる恐れがある建築物の所有者などに対し、移転などの勧告が図られます。（秋田県）

詳細等については下記へお問合せ下さい

秋田県建設部河川砂防課

砂防・防災班 TEL 018-860-2518

FAX 018-860-3809